

令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急経済支援について

令和6年1月の能登半島地震により、災害救助法適用地域又は近隣の地域で被災された世帯の学生（新入生を含む）に対して、次のとおりの緊急経済支援を実施します。

令和6年9月又は10月～令和7年3月の支援【令和6年度秋学期新入生及び在学生在が対象】

※令和6年9月からの支援は、9月入学の新入生のみが対象です。

【支援内容一覧】

項目	支援内容
1. 入学料免除	令和6年度秋学期の新入生を対象に、全額免除又は半額免除を行う。
2. 授業料免除	令和6年度後期の授業料の全額免除又は半額免除を行う。
3. 寄宿料免除	令和6年9月又は10月分から令和7年3月分までの寄宿料を免除する。
4. 被災学生生活費支援金	月5万円を令和6年9月分又は10月分から令和7年3月分まで6カ月分又は7カ月分として、30万円又は35万円を支給する。

※寄宿料免除について、光熱水費は自己負担となります。また入学料免除及び授業料免除について、すでに納付済みの場合は個別にご相談ください。

【支援対象者】

支援対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

1. 災害救助法の適用地域で災害に遭った世帯の学生で、家計が急変し修学が困難となった者。
2. 下記のいずれかに該当する者
 - ① 家屋が全壊、半壊、又は一部損壊※した世帯の学生（床上浸水、床下浸水を含む）
（罹災証明書による証明が必要です）
 - ② 主たる学資負担者が死亡又は失職した学生
3. 申請時に在学する正規生（休学者は除きます。）

※ 一部損壊の場合は、100万円以上の損害が生じている場合に限り申請可能とします。

【提出書類】

- 1) 令和6年能登半島地震被災者緊急経済支援申請書[令和6年9月又は10月～令和7年3月分]
- 2) 下記のいずれかの書類 ※過去に提出済みの場合は不要
 - ・罹災証明書（発行が遅れる場合は、後日提出を可とする。コピー可）及び100万円以上の損害が生じていることを証明する資料（一部損壊で申請する場合のみ）
 - ・主たる学資負担者の死亡又は失職を確認できる資料（具体例は申請書をご確認ください。）
- 3) 必要によりその他の証明書等の提出を求めることがあります。

【申請場所】

学生部学生生活課経済支援

TEL : . 029-853-2228

場所：筑波キャンパス第一エリア「スチューデントプラザ」 3階

【申請期限】

令和6年10月4日（金）

※申請期限を過ぎた場合でも随時対応しますので、ご相談ください。

※前述の緊急経済支援に加えて、下記制度を利用することもできます。

- ・日本学生支援機構の制度（給付奨学金家計急変申請など）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/pdf/20240105100100.pdf>

- ・つくばスカラシップ緊急支援金

https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/scholarship_tsukuba/scholar_tsukuba_kinnkyu.pdf

- ・茗溪・学都教育助成基金事業緊急支援

https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/meikei_gakuto.pdf

令和6年9月12日
学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご確認ください。